

陸上自衛隊損害賠償実施規則

昭和 49 年 9 月 27 日
陸上自衛隊達第 34—5 号

改正 昭和57年 4 月30日達第122—119号 平成元年 2 月10日達第122—127号
平成 5 年12月22日達第34—5—1号 平成 7 年 9 月17日達第34—5—2号
平成12年 3 月24日達第34—5—3号 平成18年 7 月26日達第122—211号
平成19年 1 月 9 日達第122—215号 平成21年 2 月 3 日達第122—230号
平成21年 7 月31日達第122—235号 平成22年 3 月15日達第122—238号
平成23年 2 月25日達第34—5—4号 平成24年 3 月21日達第34—5—5号
平成24年 5 月30日達第34—5—6号 平成25年 5 月30日達第34—5—7号
平成26年12月19日達第34—5—8号 平成31年 4 月19日達第122—302号
令和元年 6 月27日達第122—303号 令和 5 年 3 月15日達第34—5—9号

陸上自衛隊損害賠償等実施規則（昭和44年陸上自衛隊達第34—5号）の全部を改正する。

陸上幕僚長 陸将 三好 秀男

陸上自衛隊損害賠償実施規則

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 報告、調査等（第 6 条—第 10 条）
- 第 3 章 認定、賠償金の支払等（第 11 条—第 21 条）
- 第 4 章 不服の申立て（第 22 条・第 23 条）
- 第 5 章 見舞金（第 24 条）
- 第 6 章 雑則（第 25 条）

附則

別紙

- 第 1 賠償事故発生月報
- 第 2 認定書
- 第 3 諸雑費支払明細書
- 第 4 賠償事故上申書
- 第 5 和解契約書（その 1）
- 第 6 和解契約書（その 2）
- 第 7 和解契約書（その 3）
- 第 8 賠償実施通知書
- 第 9 損害賠償金支払指示書
- 第 10 概算払決定書
- 第 11 概算払支払指示書
- 第 12 誓約書
- 第 13 賠償実施結果月報
- 第 14 賠償事故経過報告書

別表

第1 海上自衛隊及び航空自衛隊の基地等に所在する自衛隊情報保全派遣隊の賠償実施権者

第2 見舞金支払基準額

別添 労働者災害補償保険の保険給付と防衛庁が第三者として行なう損害賠償金の支払に関する調整について

第1章 総則

(目的等)

第1条 この達は、陸上自衛隊（自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院及び自衛隊地方協力本部を含む。以下同じ。）の行う損害賠償の実施に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この達において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)「駐屯地業務隊長等」とは、駐屯地業務隊長、駐屯地業務隊を置かない駐屯地にあつては当該駐屯地業務を担当する部隊等の長、中央業務支援隊長、自衛隊中央病院長及び自衛隊地方協力本部長をいう。

(2)「賠償実施権者」とは、損害賠償の実施に係る権限を委任された者をいう。

(賠償実施権者及び認定権限等)

第3条 陸上幕僚長及び賠償実施権者その認定権限及び担任区分は、次表のとおりとする。

賠償実施権者	認定権限	担任区分
陸上幕僚長	1 死亡事故に伴う損害賠償（慰謝料を伴うものを除く。） 2 障害等級3級以上の障害賠償及びこれに伴う慰謝料	陸上幕僚監部、陸上自衛隊の部隊等及びこれらに勤務する隊員に係る事故
	1 入院療養見込期間が2箇月以上の人身事故に伴う損害賠償（障害等級3級以上の障害賠償及びこれに伴う慰謝料を除く。） 2 200万円以上の財産賠償及びこれに伴う休業賠償	陸上幕僚監部、自衛隊中央病院、市ヶ谷駐屯地に所在する部隊等及びこれらに勤務する隊員に係る事故
方面総監	1 入院療養見込期間が2箇月以上の人身事故に伴う損害賠償（障害等級3級以上の障害賠償及びこれに伴う慰謝料を除く。） 2 200万円以上の財産賠償及びこれに伴う休業賠償	方面区内に所在する部隊等（自衛隊中央病院及び市ヶ谷駐屯地に所在する部隊を除く。）及び当該部隊等に勤務する隊員に係る事故

駐屯地業務隊等の長	<ol style="list-style-type: none"> 1 入院療養見込期間が2箇月未満の人身事故に伴う損害賠償（障害賠償及びこれに伴う慰謝料を除く。） 2 200万円未満の財産賠償及びこれに伴う休業賠償 	<p>当該駐屯地に所在する部隊等（市ヶ谷駐屯地にあっては陸上幕僚監部を含む。）、自衛隊情報保全隊、自衛隊中央病院、自衛隊地方協力本部（以下「駐屯地等」という。）及び当該部隊等に勤務する隊員に係る事故</p> <p>別表第1に定める海上自衛隊及び航空自衛隊の基地等に所在する自衛隊情報保全派遣隊並びに当該部隊に勤務する隊員に係る事故</p>
-----------	---	---

2 同一事故により、2人以上の被害者が生じ、又は2以上の種別（療養及び休業賠償等をいう。）の損害を生じたため、賠償実施権者が2人以上にわたる場合の認定権限は、原則として上級の賠償実施権者の担任とする。

3 第1項の担任区分により難いと認めるときは、陸上幕僚長が指示するところにより処理するものとする。

（損害賠償事務の認定権限の特例）

第4条 陸上幕僚長及び方面総監は、賠償事故の性質上、特に必要があると認める場合は、前条の認定権限にかかわらず、自ら認定し、又は駐屯地業務隊等の長に必要な事項を指示して行わせることができる。

2 駐屯地業務隊等の長は、自己の認定権限に属する賠償事故であっても、その性質上自ら認定することが困難又は不相当であると判断する場合は、当該認定事務を上級の賠償実施権者に上申することができる。

3 陸上幕僚長又は方面総監は、自己の認定権限に属する賠償事故のうち、当該事故の性質が単純で、かつ、迅速な処理を要するため、駐屯地業務隊等の長に実施させることを適当と認めるときは、前条の規定にかかわらず、第2回以降（ただし、最終賠償金を除く。）の療養賠償（療養に伴う慰謝料を含む。）及び休業賠償の認定事務を駐屯地業務隊等の長に実施させることができる。

（処理の移管）

第5条 賠償実施権者は、自己の担任区分に属する賠償事故のうち、その発生地が遠隔であるため、自ら処理することが困難であると認めるときは、上級の賠償実施権者の承認を得て、必要資料を添えて当該事務を他の同級の賠償実施権者に移管することができる。

2 自衛隊地方協力本部長は、自己の担任区分に属する賠償事故が発生した場合において、業務上の都合により自ら処理することが困難であると認めるときは、方面総監の承認を得て、同一方面総監の指揮監督する駐屯地業務隊等の長に処理を移管することができる。

第2章 報告、調査等

（報告通知義務）

第6条 隊員が、自己の職務遂行中に他人に損害を与えた場合には、当該隊員及び現場指揮官は、事故現場における証拠保全等必要な処置をとるとともに、順序を経て速やかに所属の部隊等の長に報告するものとする。

2 前項により報告を受けた部隊等の長は、直ちに当該駐屯地業務隊等の長に賠償事故発生の概要及び処置した事項等について通知するものとする。

- 3 事故が隊員の勤務する駐屯地等から遠隔の地で発生した場合は、当該隊員及び現場指揮官は、前2項に規定するところにより処置するとともに、最寄りの駐屯地業務隊等の長に通知するものとする。
- 4 前項により、通知を受けた駐屯地業務隊等の長は、必要に応じ所要の支援を行うほか当該隊員の勤務する駐屯地等の駐屯地業務隊等の長と事故処理の担任について協議するものとする。

(発生報告)

第7条 前条第2項の規定により賠償事故発生のお知らせを受け、又は第5条の規定により処理の移管を受けた駐屯地業務隊等の長は、所要の発生報告書及び事故現場見取図を作成し、方面総監（自衛隊中央病院長及び中央業務支援隊長にあっては陸上幕僚長）に報告する。この場合において、陸上自衛隊に賠償責任がないものと思料される事故であっても現実に損害が発生し、かつ、将来賠償請求の可能性のある事故、又は政治的、社会的に重大な影響を及ぼすと認められる事故について報告漏れのないよう特に留意するものとする。

(法定第1号)

- 2 前項の報告を受けた方面総監は、次の各号に掲げる賠償事故については、その都度速やかに陸上幕僚長に報告するものとする。(法定第1号)
 - (1) 死亡事故又は同時に数名以上の重傷者（致命若しくは致命のおそれがある負傷又は30日以上の治療を要する見込みの負傷を被った者をいう。）が発生した事故
 - (2) 武器、弾薬、火薬等に起因する事故
 - (3) 火災事故
 - (4) 航空機、無人機又は落下傘に関連する事故
 - (5) 踏切事故
 - (6) 隊員の故意又は重過失に起因すると認められる事故
- 3 方面総監は、第1項の規定により報告を受けた賠償事故について、毎月取りまとめ、賠償事故発生月報（別紙第1）により翌月の25日までに陸上幕僚長に報告しなければならない。(法定第1号)

(事故の調査)

第8条 賠償に係る事故が発生した場合は、当該賠償事故の調査は、原則として事故を担当する駐屯地業務隊等の長が行うものとする。

(事故番号)

第9条 前条の規定により賠償事故の調査を担当する駐屯地業務隊等の長及び方面総監は、発生報告書、賠償事故発生月報、認定書、賠償事故上申書、賠償実施結果報告書、賠償実施結果月報、賠償事故経過報告書に会計年度ごと、事故発生順に方面隊及び駐屯地業務隊名等を冠した事故番号を付するものとする。

(損害賠償請求書の受理)

第10条 賠償請求権者から提出される損害賠償請求書は、当該事故を担当する駐屯地業務隊等の長が受理するものとする。この場合において、戸籍謄本、住民票その他損害賠償請求権を有する者の確認のため必要な資料の提出を求めるものとする。

第3章 認定、賠償金の支払等

(損害賠償審議会の設置)

第11条 駐屯地業務隊等の長は、損害賠償の適正妥当を期するため、必要があると認める場合には、当該駐屯地等に所在する部隊等の隊員をもって構成する損害賠償審議会を設置して、次に掲げる事項を審議させ、その意見を徴するものとする。

- (1) 賠償事故の事実
- (2) 賠償責任の有無及びその程度並びに損害の種別及び額
- (3) 隊員に対する求償権の有無、その程度及び額
- (4) その他必要な事項

- 2 駐屯地業務隊等の長は、審議のため必要な場合には、損害賠償審議会に所要の隊員の出頭を依頼し、又は証拠物等の提示を求めることができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、損害賠償審議会の組織、運営等に関する必要な事項は、駐屯地業務隊等の長が定めるものとする。

(認定書)

第12条 賠償実施権者は、損害賠償及び求償権の認定に当たっては、別紙第2に定める認定書を作成するものとする。

(諸雑費の認定)

第13条 賠償実施権者は、損害賠償に係る所要の諸雑費の認定に当たっては、損害請求権者から諸雑費支払明細書(別紙第3)の提出を求め、これにより費用の認定をするものとする。

(療養賠償及び休業賠償の実施)

第14条 損害賠償に係る療養及び休業に要する費用の認定は、毎月1回ずつ支払えるように実施するものとする。

(障害等級の認定)

第15条 所要の障害等級の認定に当たって、提出された診断書又は意見書に障害の内容が適正かつ具体的に記載されていないため障害等級の判定が困難なものについては、国立又は公立病院、共済組合病院、労災病院、自衛隊病院等の再診断を求める等適正妥当な障害等級の決定をするものとする。

(自動車損害賠償責任保険加入車両の取扱い)

第16条 陸上自衛隊が保有する自動車のうち、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号。以下「自賠法」という。)第5条に定める責任保険の契約が締結されている自動車により賠償事故が発生した場合において自賠法第16条第1項の規定に基づき被害者が当該事故に係る損害賠償金を保険会社に請求したときは、当該損害賠償の額(財産賠償を除き、被害者に過失があるときは過失相殺を行った後の額とする。)が自賠法第13条に規定する保険金額を超過する場合に限り、当該超過額を支払うものとする。

(他の関係法令との調整)

第17条 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)の適用を受ける労働者が損害を受けた場合の保険給付と損害賠償金の支払に関する調整については、別添「労働者災害補償保険の保険給付と防衛庁が第三者として行なう損害賠償金の支払に関する調整について」により処理するものとする。

- 2 被害者が、自賠法及び労災保険法以外の法律の規定により損害のてん補を受け、又は受けることができる場合における損害賠償金の支払に関する調整については、当該関係機関と密接な事前調整を行い、前項に準じて処理するものとする。

(認定の上申)

第18条 方面総監及び駐屯地業務隊等の長は、第3条に規定する自己の認定権限を超える場合、又は第4条第1項及び第2項に該当する場合には賠償事故上申書(別紙第4)に關係証拠資料の正本を添えて、それぞれの認定権限を有する賠償実施権者に順序を経て上申しなければならない。

- 2 前項の場合において方面総監が陸上幕僚長に上申する賠償事故については、賠償事故上申書及び關係証拠資料正副各1部を送付するものとする。

(和解契約の締結等)

第19条 賠償実施権者が賠償事故について認定し、損害賠償金を支払う場合は、次の各号に掲げる様式による和解契約書を作成するものとする。

- (1) 当該賠償事故が1回限りの賠償金の支払で完結する場合 別紙第5
- (2) 賠償金の支払が2回以上にわたる場合(以下「中間賠償」という。)

別紙第6

- (3) 中間賠償を経て最終の賠償金を支払う場合 別紙第7

- 2 陸上幕僚長又は方面総監は、防衛大臣の認定に係る賠償事故又は陸上幕僚長若しくは方面総監の認定に係る賠償事故については、自ら実施する場合を

除き、速やかに賠償実施通知書（別紙第8）に当該認定書3部を添えて、駐屯地業務隊等の長に送付し、和解契約を締結させるものとする。

- 3 駐屯地業務隊等の長は、和解契約に基づき損害賠償金を支払う場合には、支払を担当する資金前渡官吏に損害賠償金支払指示書（別紙第9）を送付するものとする。

（概算払の決定）

第20条 駐屯地業務隊等の長は、賠償事故の調査が終了し、賠償責任の認定及び代位請求権の確認を行う以前において、概算払をしようとするときは、あらかじめ方面総監（自衛隊中央病院長及び中央業務支援隊長にあっては陸上幕僚長）の承認を得た上、概算払決定書（別紙第10）を作成し、支払を担当する資金前渡官吏に概算払支払指示書（別紙第11）を送付するものとする。

- 2 駐屯地業務隊等の長は、前項の支払を行ったときは、賠償請求権者から誓約書（別紙第12）を徴するものとする。

（賠償実施結果報告）

第21条 駐屯地業務隊等の長は、損害賠償金を支払ったとき又は第8条に基づく調査の結果、賠償をしない旨の通知を行ったときは、当該賠償に係る所要の賠償実施結果報告書を作成し、これに認定書（ただし、防衛大臣、陸上幕僚長又は方面総監が認定したものを除く。）及び和解契約書の写しを添えて、その都度速やかに方面総監（自衛隊中央病院長及び中央業務支援隊長にあっては陸上幕僚長）に報告しなければならない。（法定第2号）

- 2 方面総監は、第7条第2項に係る賠償事故及び賠償をしない旨の通知を行ったときは、前項の報告書をその都度速やかに陸上幕僚長に提出するものとする。（法定第2号）

- 3 方面総監は、第1項の規定により報告を受けた賠償事故について、毎月取りまとめ、翌月の25日までに賠償実施結果月報（別紙第13）により、陸上幕僚長に報告しなければならない。（法定第2号）

第4章 不服の申立て

（不服申立書の受理担任）

第22条 方面総監又は駐屯地業務隊等の長は、賠償請求権者から提出される所要の不服申立書を受理した場合において、当該申立てに係る賠償事故が自ら認定したものである場合を除き、当該申立書に損害賠償請求書の写し及びその他必要な証拠資料を添えて、速やかに当該賠償事故を認定した賠償実施権者に送付するものとする。

（不服申立ての審査及び判定）

第23条 不服申立てに係る審査及び判定の事務は、当該賠償事故の認定事務を担当した賠償実施権者が行うものとする。

- 2 方面総監又は駐屯地業務隊等の長の判定に対して、更に不服の申立てがあった場合は、当該不服申立書及び当該不服申立てに係る判定書の写しを陸上幕僚長に提出するものとする。

第5章 見舞金

（見舞金）

第24条 駐屯地業務隊等の長は、隊員の不法行為により他人に損害を与えた場合において、被害者との損害賠償の迅速かつ円滑な解決のため必要と認めるときは、被害者又は被害者の父母、配偶者若しくは子に見舞金を支払うことができる。なお、損害賠償の責任割合が未確定の時点であっても、被害者又は被害者の父母、配偶者若しくは子に見舞金を支払うことが特に必要と認めるときも同様とする。

- 2 見舞金の額の算定は、見舞金支払基準額（別表第2）に定めるところによるものとする。

第6章 雑則

（経過報告）

第25条 駐屯地業務隊等の長は、第7条第1項の規定により発生報告書を提出した後、6箇月を経過してもなお当該事故に係る賠償責任の認定を行うことが困難な第7条第2項各号に掲げる賠償事故については、賠償事故経過報告書（別紙第14）を作成し、順序を経て陸上幕僚長に報告するものとする。
（法定第12号）

附 則

- 1 この達は、昭和49年10月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に処理中の請求事故については、なお、従前の規定による。
- 3 陸上自衛隊貨物船舶輸送規則（陸上自衛隊達第98—1号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
- 4 陸上自衛隊鉄道輸送規則（陸上自衛隊達第98—2号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
- 5 陸上自衛隊債権管理事務取扱規則（陸上自衛隊達第16—1号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則（昭和57年4月30日陸上自衛隊達第122—119号）

- 1 この達は、昭和57年4月30日から施行する。
- 2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
- 3 この達施行の際現に保有する旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（平成元年2月10日陸上自衛隊達第122—127号）

- 1 この達は、平成元年2月10日から施行し、同年1月8日から適用する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式の内紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（平成6年12月22日陸上自衛隊達第34—5—1号）

この達は、平成5年12月22日から施行する。

附 則（平成7年9月17日陸上自衛隊達第34—5—2号）

この達は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日陸上自衛隊達第34—5—3号）

この達は、平成12年3月28日から施行する。ただし、第3条第1項の認定権限の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月26日陸上自衛隊達第122—211号）

この達は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年1月9日陸上自衛隊達第122—215号）

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成21年2月3日陸上自衛隊達第122—230号）

この達は、平成21年2月3日から施行する。

附 則（平成21年7月31日陸上自衛隊達第122—235号）

この達は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成22年3月15日陸上自衛隊達第122—238号）

この達は、平成22年3月26日から施行する。

附 則（平成23年2月25日陸上自衛隊達第34—5—4号）

この達は、平成23年2月25日から施行する。

附 則（平成24年3月21日陸上自衛隊達第34—5—5号）

この達は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月30日陸上自衛隊達第34—5—6号）

この達は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成25年5月30日陸上自衛隊達第34—5—7号）

この達は、平成25年6月14日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 19 日陸上自衛隊達第 34—5—8 号）

この達は、平成 26 年 12 月 19 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 19 日達第 122-302 号）

- 1 この達は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式用の紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（令和元年 6 月 27 日達第 122-303 号）

- 1 この達は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（令和 5 年 3 月 15 日達第 34—5—9 号）

この達は、令和 5 年 3 月 15 日から施行する。ただし、第 24 条の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

別紙第1 (第7条関係)

発簡番号

発簡年月日

発簡者名

陸上幕僚長 殿

賠償事故発生月報 (令和 年 月分)
(法定第1号)

方面事故番号 (駐屯地等番号)	事故の種別 (発生年月日)	相手側		自衛隊側		被害の程度 又は見積額	賠償率 見込み (%)	事故の概要	備考
		職業	氏名 (年齢・男女別)	所属	階級 氏名 (年齢)				

- 注：1 事故の種別には、「車両」、「航空機」、「火器、弾（火）薬類」、「その他」に分類し、記載する。
2 相手が複数の場合には、行を変え、区分して記載する。
3 被害の程度又は見積額には、「傷害全治2週間」又は「車種名・車両中破20万円」等双方の被害を記載する。
4 事故の概要には、「十字路交差点で前方不注意によりブレーキ操作が遅れ追突」のように簡潔に記載する。
5 第7条第2項の規定により報告したものについては、「中方法第〇号(5.9.10)」と、自衛隊車両が自賠法に定める保険に加入している場合は「自賠加入」と、また移管の場合は「移管元部隊等の事故番号」等と備考欄に記載する。
6 寸法は、日本産業規格A4とする。

認定書(第 回中間賠償、最終賠償)

方面事故番号		駐屯地等 事故番号	認定年月日	
賠償事故の件名		賠償実施権者官職氏名		
相手側	住所	男・女 年齢 歳		隊員
	氏名			所 属
	職業			官 職
	損害の態様			氏 名
事故発生年月日・時刻・天候		事 故 発 生 場 所		男・女 年齢 歳
事故発生 の事実				
相手側の 過失責任			隊員の過失責任	
過失の割合	相手側 —	自衛隊 —	隊員の行政処分・刑事処分	

種 別		算 定 内 訳	金 額(円)	控除金額(円)	支払金額(円)
損 害 賠 償 額	平均収入日額				
	1 療 養 賠 償	応急手当費			
		護送費			
		診察料			
		入院費			
		投薬、注射、手術処置料			
		栄養費			
		通院費			
		看護料			
		諸雑費			
		温泉療養費			
		柔道整復等の費用			
		義肢等の費用			
		診断書及び死体検案書 作成費用			
		計			
2 休業賠償					

3 障 害 賠 償					
4 遺族賠償及び遺族旅費					
5 葬 祭 料					
6 慰 謝 料					
7 財 産 賠 償					
合 計					
隊員に対する求償権の有無		あり なし	その程度及び額		隊員に対する 求償権認定の 理由
損害賠償金 受領権者	住 所				
	氏 名		事故当事者(相 手方)との続柄		

注：1 この認定書は、相手側1名当たり1部を作成する。

2 相手側が複数の場合、「事故発生の事実」、「相手側の過失責任」、「隊員の過失責任」及び「隊員に対する求償権認定の理由」は、「〇〇に係る認定書のとおり」のように、第4条第3項により業務隊等の長が認定事務を実施する場合は、「中方法第〇号(〇.〇.〇)のとおり」等のように省略記載することができる。

3 「事故発生の事実」は、1H5Wの原則により簡潔に記載する。

4 「種別」は、算定内訳の記載を要しない場合は、省略することができる。

5 「算定内訳」は、算定式を記載し、特に日数が関係するものは、その対象期間を明記する。

6 「控除金額」は、代位請求等で既に損害をてん補された金額及び概算払金額を記載する。

7 「支払金額」は、自賠法から支払われた金額があるときは当該金額を区分して記載する。

8 寸法は、日本産業規格A4とし、「種別」以下の項目については別葉とする。

別紙第4(第18条関係)

発簡番号

発簡年月日

(賠償実施権者) 殿

発簡者名

事故番号：

賠償事故上申書

被害者 に係る賠償事故は、審査の結果、第○条に該当すると考えられるので
下記のとおり上申する。

記

- 1 賠償事故の件名
- 2 賠償事故の概要
- 3 賠償責任の有無及びその程度
- 4 損害賠償額の試算及び根拠
- 5 隊員に対する求償権の有無及びその理由
- 6 その他参考事項

和解契約書(その1)

賠償事故当事者(相手方)住所

氏名

賠償事故当事者(隊員)所属

官職氏名

年 月 日(賠償事故発生場所)において、上記両当事者間に発生した賠償事故に関し、(賠償実施権者官職氏名)は、賠償請求権者に対して、次の金額を損害賠償金として支払うものとし、賠償請求権者は、同金額受領のうえは、今後いかなることがあっても、また、いかなる名目でも、本件について、陸上自衛隊又は(賠償事故当事者(隊員)官職氏名)のいずれに対しても一切不服を申し立てないことを確約する。

ただし、(賠償事故当事者(相手方))に本件賠償事故に起因して後遺症が発生した場合には、陸上自衛隊と(賠償請求権者)との間で、別途協議するものとする。

損害賠償金 金 円

内訳 (賠償の種別及び金額)

この和解の証として本書2通を作成し、次の者がそれぞれ1通を保管するものとする。

年 月 日

賠償請求権者 住所

氏名

㊦

賠償実施権者 官職氏名

㊦

注：1 この和解契約書は、1回で賠償処理が完結する場合に用いるものとする。

2 「ただし書」に係る文書及び損害賠償金の「内訳」については、和解に当たりやむを得ない場合のほか、記載しないものとする。

和解契約書（その2）

賠償事故当事者（相手方）住所

氏名

賠償事故当事者（隊員）所属

官職氏名

年 月 日（賠償事故発生場所）において、上記両当事者間に発生した賠償事故に関し、（賠償実施権者官職氏名）は、賠償請求権者に対して、次の金額を年 月 日から 年 月 日までに係る第 回中間損害賠償金として支払うものとし、賠償請求権者は、同金額受領のうえは、陸上自衛隊又は（賠償事故当事者（隊員）官職氏名）のいずれに対しても前記期間に係る損害については一切不服を申し立てないことを確約する。

損害賠償金 金 円

内訳（賠償の種別及び金額）

この和解の証として本書2通を作成し、次の者がそれぞれ1通を保管するものとする。

年 月 日

賠償請求権者 住所

氏名

㊦

賠償実施権者 官職氏名

㊦

注：1 この和解契約書は、中間賠償の場合に用いるものとする。

2 損害賠償金の「内訳」については、和解に当たりやむを得ない場合のほか、記載しないものとする。

和解契約書（その3）

賠償事故当事者（相手方）住所

氏名

賠償事故当事者（隊員）所属

官職氏名

年 月 日（賠償事故発生場所）において、上記両当事者間に発生した賠償事故に関し、（賠償請求権者）と（賠償実施権者官職氏名）は、下記のとおり和解契約を締結する。

記

- 1 （賠償実施権者官職氏名）は、（賠償請求権者）に対して、次のとおり損害賠償金を支払った。

年 月 日第 回中間損害賠償金 円

年 月 日第 回 " 円

- 2 （賠償実施権者官職氏名）は、（賠償請求権者）に対して、次の金額を最終賠償金として支払うものとする。

損害賠償金 金 円

内訳 （賠償の種別及び金額）

- 3 （賠償請求権者）は、前項記載の金額受領のうえは、今後いかなることがあっても、また、いかなる名目でも、本件について、陸上自衛隊又は（賠償事故当事者（隊員）官職氏名）のいずれに対しても一切の不服を申し立てないことを確約する。

ただし、（賠償事故当事者（相手方））に本件賠償事故に起因して後遺症が発生した場合には、陸上自衛隊と（賠償請求権者）との間で別途協議するものとする。

この和解の証として本書2通を作成し、次の者がそれぞれ1通を保管するものとする。

年 月 日

賠償請求権者 住所

氏名

㊦

賠償実施権者 官職氏名

㊧

注：1 この和解契約書は、中間賠償を経て最終回の和解を締結する場合に用いるものとする。

2 第3項ただし書及び損害賠償金の「内訳」については、和解に当たりやむを得ない場合のほか記載しないものとする。

別紙第8（第19条関係）

発簡番号

発簡年月日

（賠償実施権者） 殿

発簡者名

賠償実施通知書

被害者 に係る賠償請求につき、別添認定書のとおり認定したから、下記のとおり賠償を実施されたい。

記

- 1 賠償請求権者住所氏名
- 2 損害賠償金額
金 円
- 3 損害賠償金受領権者、住所、氏名

別紙第10（第20条関係）

決定年月日

賠償実施権者

概 算 払 決 定 書

被害者 に係る賠償事故について下記のとおり概算払を決定する。
記

- 1 賠償事故の件名
- 2 賠償事故の当事者双方の住所、氏名、年令及び職業
- 3 賠償事故の発生年月日、賠償事故の発生場所及び事実
- 4 概算査定額（概算損害賠償額及び過失割合）
- 5 概算払金
- 6 賠償事故の種別及び範囲

別紙第 11 (第 20 条関係)

発簡番号

年 月 日

(資金前渡官吏) 殿

発簡者名

概 算 払 支 払 指 示 書

被害者 に係る賠償金の概算払請求につき、別添のとおり決定したから、
下記のとおり支払を実施されたい。

記

- 1 賠償事故の件名
- 2 概算払受領権者
住所
氏名
- 3 概算払認定金額
- 4 支払先及び支払金額
- 5 支払期日及び支払方法

注：1 添付書類は、資金前渡官吏と調整の上、必要書類を添付するものとするが、概算払決定書は、副本を添付する。

- 2 用紙寸法は、日本産業規格 A 4 とする。

（賠償実施権者） 殿

誓 約 書

賠償事故当事者（相手方）住所・氏名

賠償事故当事者（隊員）所属・官職・氏名

年 月 日（賠償事故発生場所）において、上記両当事者間に発生した賠償事故に関し、（賠償実施権者官職・氏名）は、（賠償請求権者）に対し、次の金額を概算払金として支払うものとし、（賠償請求権者）は、同金額を正に受領致しました。つきましては、この金額を後日支払われる損害賠償金の一部に充当し、控除されることに一切異議を申し立てません。

概算払金 金 円

令和 年 月 日

賠償請求権者

住所 氏名

㊟

別紙第13 (第21条関係)

発簡番号

発簡年月日

陸上幕僚長 殿

賠償実施結果月報 (令和 年 月分)

(法定第2号)

発簡者名

事故番号		発生年月日	事故の種別	被害者氏名 (請求者氏名)	責任比率		認定区分		認定年月日	認定回数	賠償金内訳(円)						支払年月日 (和解年月日)	備考
方面	駐屯地等				自衛隊	相手側	方面	駐屯地等										
											()	()	()	()	()	()	()	
											()	()	()	()	()	()	()	
											()	()	()	()	()	()	()	
合計		本月認定件数：		認定金額：		賠償金支払額：		賠償金残額：										

- 注：1 被害者が複数にわたる場合は、それぞれ被害者別に記載する。
 2 第21条2項の規定により報告したものについてはMA法第〇号(49.5.31)と、また賠償しない旨の通知を行った事故等については、その旨備考欄に記載する。
 3 責任比率には、該当欄に8：2等と記載する。
 4 認定区分は、該当欄に〇印を付する。
 5 認定回数には、「第1回完結」、「第〇回中間」、「第〇回最終完結」等と記載する。
 6 賠償金内訳の空白欄には、「療養」、「休業」、「財産」等と該当する内訳項目のみについて欄を設け記載するものとし、()内には、初回からの支払累計金額を記載する。なお、概算払をしているものについては、備考欄に「概算払〇〇円」と記載する。
 7 寸法は、日本産業規格A4とする。

別紙第 14(第 25 条関係)

発簡番号

発簡年月日

陸上幕僚長 殿

発簡者名

賠償事故経過報告書

(法定第12号)

1 事故番号	方 面	2 事故の件名	
	駐屯地等		
3	賠償事故の相手側 住 所 、 氏 名		
4	事 故 の 概 要		
5	交 渉 経 過 の 概 要		
6	そ の 他 参 考 事 項		

寸法：日本産業規格 A 4

別表第 1 (第 3 条関係)

海上自衛隊及び航空自衛隊の基地等に所在する
自衛隊情報保全派遣隊の賠償実施権者

自衛隊情報保全派遣隊名	賠償実施権者
目黒第 3 情報保全派遣隊	教育訓練研究本部長
百里情報保全派遣隊	施設学校長
防衛大学校情報保全派遣隊	通信学校長
横須賀情報保全派遣隊	
下総情報保全派遣隊	需品学校長
府中情報保全派遣隊	小平学校長
十条第 2 情報保全派遣隊	補給統制本部長
十条第 3 情報保全派遣隊	
千歳情報保全派遣隊	東千歳駐屯地業務隊長
函館第 2 情報保全派遣隊	函館駐屯地業務隊長
大湊情報保全派遣隊	青森駐屯地業務隊長
八戸第 2 情報保全派遣隊	八戸駐屯地業務隊長
三沢情報保全派遣隊	
松島情報保全派遣隊	多賀城駐屯地業務隊長
熊谷情報保全派遣隊	新町駐屯地業務隊長
入間情報保全派遣隊	朝霞駐屯地業務隊長
館山情報保全派遣隊	木更津駐屯地業務隊長
木更津第 3 情報保全派遣隊	
横田情報保全派遣隊	立川駐屯地業務隊長
厚木情報保全派遣隊	座間駐屯地業務隊長
静浜情報保全派遣隊	駒門駐屯地業務隊長
浜松情報保全派遣隊	
小牧情報保全派遣隊	春日井駐屯地業務隊長
岐阜第 3 情報保全派遣隊	守山駐屯地業務隊長
奈良情報保全派遣隊	大久保駐屯地業務隊長
舞鶴情報保全派遣隊	福知山駐屯地業務隊長
阪神情報保全派遣隊	千僧駐屯地業務隊長

美保情報保全派遣隊	米子駐屯地業務隊長
呉情報保全派遣隊	海田市駐屯地業務隊長
江田島情報保全派遣隊	
岩国情報保全派遣隊	山口駐屯地業務隊長
防府情報保全派遣隊	
小月情報保全派遣隊	
徳島第2情報保全派遣隊	徳島駐屯地業務隊長
小松情報保全派遣隊	金沢駐屯地業務隊長
春日情報保全派遣隊	福岡駐屯地業務隊長
築城情報保全派遣隊	小倉駐屯地業務隊長
芦屋情報保全派遣隊	
佐世保情報保全派遣隊	相浦駐屯地業務隊長
大村第2情報保全派遣隊	大村駐屯地業務隊長
新田原情報保全派遣隊	都城駐屯地業務隊長
鹿屋情報保全派遣隊	国分駐屯地業務隊長
那覇第2情報保全派遣隊	那覇駐屯地業務隊長
那覇第3情報保全派遣隊	

別表第 2（第 24 条関係）

見舞金支払基準額

（単位：円）

損害の内容		基準額
死亡		300,000
傷害	重体	200,000
	重傷	150,000
	軽傷	50,000以内
物損	住居・家屋の全壊等	100,000
	上記以外	50,000以内

1 用語の定義

(1) 重体

隊員の不法行為により負傷し、生命に関わるほど危険な状態をいう。

(2) 重傷

隊員の不法行為により負傷し、当該負傷の治療に要する期間が30日以上の場合をいう。

(3) 軽傷

隊員の不法行為により負傷し、当該負傷の治療に要する期間が30日未満の場合をいう。

2 支払基準等

(1) 見舞金支払基準額は、被害者1人当たりの総額とし、1件の賠償事故で複数の損害が発生した場合における支払額の合計は、(3)の規定を適用する場合を除き、それぞれの損害の内容に応じて定められた見舞金支払基準額の合算額とする。

(2) 最初の見舞金のほかに事案解決までに被害者との面会等が複数回発生し、更に見舞金の支払いが必要な場合は、2回目以降の見舞金の支払基準額は10,000円以内とする。

(3) 見舞金支払基準額により難しい場合においては、その都度、上級部隊と調整する。

別添

労働省発基第109号

次発経監第768号

昭和36年9月4日

陸上幕僚長
都道府県労働基準局長 殿

防衛事務次官 門叶宗雄

労働事務次官 亀井光

労働者災害補償保険の保険給付と防衛庁が第三者として
行なう損害賠償金の支払に関する調整について

標記について、別紙のとおり覚書を締結したので、了知のうえ、かかる事案が生じた
場合には関係機関相互に連絡協議し、事務を迅速に処理するよう措置されたい。

労働者災害補償保険給付と防衛庁が第三者として行なう
損害賠償金の支払についての調整に関する覚書

標記について、下記のとおり合意に達したので覚書を締結する。

記

1 相互通知

- (1) 防衛庁職員の不法行為により、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）の適用を受ける労働者が損害を受けた場合は、遅滞なくその旨を別表に定めるところに従い、防衛庁の部隊又は機関の長（以下「防衛庁」という。）と労働省の担当部局の長（以下「労働省」という。）は相互に連絡し通知すること。
- (2) 防衛庁の損害賠償金が支払われる前に労働省が被害者に対し労災保険法による保険給付を行なった場合は、その給付のつど別紙様式第1に定めるところに従いすみやかに防衛庁に通知すること。
- (3) 労働省の保険給付が行なわれる前に防衛庁が被害者に対し損害賠償金を支払った場合は、そのつど別紙様式第2に定めるところに従いすみやかに労働省に通知すること。

2 保険給付と損害賠償金の支払の調整

療養期間1箇月を超えると見込まれるもの（受傷時における医師の意見による。）については、労働省が先ず保険給付を行なうこととし、それ以外のものについては防衛庁が労働省の保険給付に先行して、損害賠償額（労災保険法の給付法定額を控除しないもの。）を支払うものとする。

ただし、給付を受ける者が、困窮あるいは給付遅延見込み等を理由として、特に上記と異なる取扱いを希望した場合には、上記取扱いにかかわらず、請求を受けた者において、給付を行なうこと。

3 求 償

- (1) 労働省の防衛庁に対する求償については、防衛庁は長官指示第8号に基づく陸上自衛隊損害賠償規則、海上自衛隊損害賠償規則及び航空自衛隊損害賠償規則により認定した損害賠償の額を限度として支払に応ずることとし、求償額と認定額とを調整する必要がある場合には、当事者協議して定めること。
- (2) 前項の協議が整わないときには、防衛庁経理局長と労働省労働基準局長とが協議して定めること。

覚書交換日時

昭和36年9月4日

防 衛 庁 経 理 局 長

労 働 省 労 働 基 準 局 長

関係機関等の相互通知先

	防衛庁の部隊及び機関の長	労働省の担当部局の長
陸上自衛隊	各駐屯地業務隊長又は駐屯地業務を担当する部隊等の長 各地方連絡部長 自衛隊中央病院長	保険給付事務は被災労働者の勤務する事業場を管轄する労働基準監督署長 求償権行使事務を上記署を管轄する都道府県労働基準局長
海上自衛隊	各基地隊司令 各基地警防隊司令 各教育隊司令 各航空隊司令 各学校長 各地方総監	
航空自衛隊	基地司令 各警戒隊長	

損害賠償請求の予告について

下記被害労働者に対し、労災保険補償費を次のとおり支払ったので、労働者災害補償保険法第20条の規定によって、被害者の貴殿に対して有する損害賠償請求権を保険給付額の限度で政府が取得し、被害者に代って貴殿に求償することになりますから予め通知いたします。

被害者		診療病院名		
災害年月日		診療病院所在地		
被害者の傷病の部位 傷病名及び経過の概要				
被害者の後遺症の内容				
自動車保険証明書番号	---	加害者名		
管轄店名	---	自動車保険契約者	---	

(第 号)		補償費支払額	(第 回)	
補償種別	金額(円)	内 訳	支払月日	
療養補償費	応急手当費			
	護送費			
	診療費	入院	自 至 $\frac{\cdot}{\cdot}$ $\frac{\cdot}{\cdot}$ () 日分	
		入院外	自 至 $\frac{\cdot}{\cdot}$ $\frac{\cdot}{\cdot}$ () 日分	
	通院費	自 至 $\frac{\cdot}{\cdot}$ $\frac{\cdot}{\cdot}$ () 日分		
	看護料	自 至 $\frac{\cdot}{\cdot}$ $\frac{\cdot}{\cdot}$ () 日分		
	柔道整復費	自 至 $\frac{\cdot}{\cdot}$ $\frac{\cdot}{\cdot}$ () 日分		
	雑費			
計				
休業補償費		自 至 $\frac{\cdot}{\cdot}$ $\frac{\cdot}{\cdot}$ () 日分		
障害補償費		級 号 () 日分		
遺族補償費 葬祭料		受給者氏名	続柄	
合計				

前回までの 通知額		連絡事項	
累計			

第 号 令和 年 月 日

殿

(支払完了)

(支払継続中)

労働基準監督署長

㊟

(註) 第2回目以降は症状に特に変化なき限り傷病名欄の記載を省略すること。

第 号
年 月 日

労働基準監督署長 殿

防衛庁の部隊又は機関の長

損害賠償規則に基づき賠償金受領権者 に下記のとおり損害賠償金を支払ったので通知する。

記

1 被害者氏名等

被害者	氏 名	男・女		才
	住 所			
事 故 年 月 日		傷病名等		
場 所				
加害者所属氏名				

補 償 種 別	金 額 (円)	内 訳		支 払 年 月 日
休 業 補 償 費		自	— ÷ — ÷ — () 日分	
障 害 補 償 費		級 号 () 日分		
遺 族 補 償 費		受 給 者 氏 名	続 柄	
葬 祭 料				
計				

療 養 補 償 費	実 療 養 費			
	療 養 雑 費			
	補 装 具 費			
	計			

合 計		支 払 完 了 : 有 ・ 無
前 回 ま での 通 知 額		支 払 継 続 中 : 有 ・ 無
累 計		

2 連絡事項その他